

(表)

5.4センチメートル	5.4センチメートル
	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 発行</p> <p style="text-align: right;">官 職 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">海上運送法第三十九条の四第二項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 運輸監理部長</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 限有効</p> <p style="text-align: center;">印</p>

(裏)

<p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p style="text-align: center;">(海上運送法抜粋)</p> <p>第二十五条 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はその職員確保計画の事業の事業場若しくは事務所、又はその帳簿、書類その他船舶・船員確保計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>
---	---